

川俣町都市マスタープラン 【概要版】

平成29年3月
川 俣 町

川俣町都市計画マスタープランの概要



■ 都市計画マスタープランとは

川俣町都市マスタープランは、平成 10 年 3 月に策定され、平成 28 年現在で計画策定から 18 年が経過しています。その間に、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の発生や少子高齢化の進行等、本町を取り巻く状況が著しく変化しています。

川俣町都市マスタープラン（以下、「本計画」という）は、まちづくりの現状や第 5 次川俣町振興計画等を踏まえ、おおむね 20 年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定め、土地利用や都市施設等（道路、公園、施設等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示します。

■ 計画の対象区域 川俣都市計画区域（約 1,940ha）

※都市の全体的な方針は川俣町全域が対象

■ 目標年次 おおむね 20 年後の平成 47 年（2035 年）

■ 人口の見通し 11,300 人程度

■ 見直しの視点

- ① 復興まちづくりを強力に進める
- ② 人々で賑わう市街地の再生を目指す
- ③ 少子高齢社会・人口減少社会に対応する
- ④ 産業を支える
- ⑤ 自然と歴史に囲まれた居心地のよい都市環境を創造する
- ⑥ 防災・減災の強化と持続可能なまちづくりを目指す
- ⑦ 実効性を高める仕組みをつくる
- ⑧ 人々の力を結集させる

福島市方面

広域交流拠点

都市交流軸

まちづくりの基本理念



基本理念・目標・9つの柱

基本理念

暮らしやすく 活気にあふれ みんなが誇りに思える川俣町

3つの目標

暮らしやすい
川俣町にする

活気あふれる
川俣町にする

みんなが誇りに思える
川俣町にする

9つの柱

「J」外なまちなかと
各地域が連携
する魅力あるまち

人々が憩い、
学び、集うまち

青い空と緑と水
が豊かなまち

子どもから高齢者
まで誰もが心地よく
暮らせるまち

交流で人の
あふれるまち

絹の歴史と伝統を
大切にするまち

災害に強い
安全・安心なまち

魅力あふれる
産業のまち

みんなでつくる
まち

■ 軸の配置

都市交流軸

中心拠点と広域交流拠点を結ぶ町道鶴東鉄炮町線（旧国道 114 号）沿道については、来訪者をあたたかく迎え入れ、本町の魅力を PR する空間整備を図ります。

広域交通軸

国道 114 号及び国道 349 号は、町内から各拠点、福島市や周辺都市とを結ぶアクセス道路として、また基幹的公共交通の軸として、その機能の維持を図ります。

集落連携軸

周辺地区・集落から中心拠点を結ぶ道路は、まちの中心部へのアクセス道路としてその機能の維持・向上を図るとともに、周辺地区の生活を支えるため、バスやデマンドタクシー等の公共交通で結びます。

広域連携の 方向性

行政界

都市計画区域





将来都市構造

■ 拠点の配置



中心拠点

人々の生活を支える中心市街地として、商業・業務、行政、医療・福祉、文化・芸術、居住等、様々な都市機能の集積した拠点の形成とともに、自然や、歴史的な景観を活かした都市空間の形成を図ります。



広域交流
拠点

広域からも多数の来訪者が訪れる町の西側の玄関口として、商業・業務機能、観光機能等の集積を図り、交流でにぎわう拠点を形成します。



集落拠点

地域の中心地となる場所に、公民館やコミュニティ施設等集落機能を支える施設の維持・集積を図り、集落生活を支える小さな拠点の形成を図ります。



復興拠点

山木屋地区で新たに整備するスマートコミュニティ事業地を位置づけ、集落拠点としての機能とともに、再生可能エネルギー事業をはじめとする事業展開を行い、復興まちづくりをけん引する空間整備を図ります。



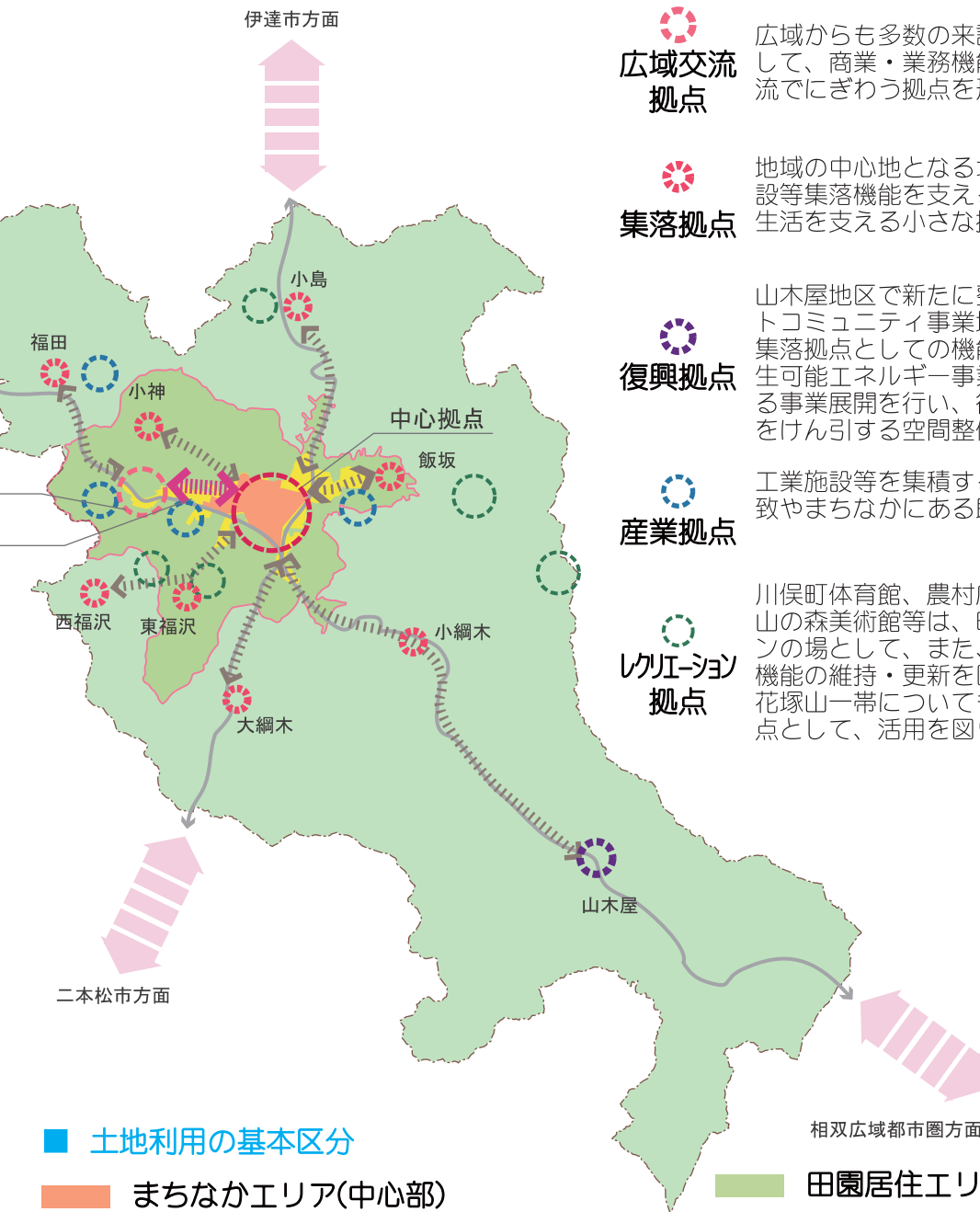
産業拠点

工業施設等を集積する拠点と位置づけ、新たな企業誘致やまちなかにある既存の工場等の移設を促進します。



レクリエーション
拠点

川俣町体育館、農村広場、おじまふるさと交流館、羽山の森美術館等は、町民のスポーツやレクリエーションの場として、また、人々の交流と憩いの拠点として、機能の維持・更新を図ります。また、峠の森自然公園・花塚山一帯についても広域的なレクリエーションの拠点として、活用を図ります。



■ 土地利用の基本区分

■ まちなかエリア(中心部)

中心市街地は、都市機能が集積した利便性の高いエリアとして位置づけ、歩いて暮らせるような居住機能の充実を図り、まちなか居住を促進します。

■ まちなかエリア(周辺部)

中心市街地周辺の用途地域内を位置づけ、まちなかエリアとの結びつきの強さを活かした居住環境の整備を図ります。

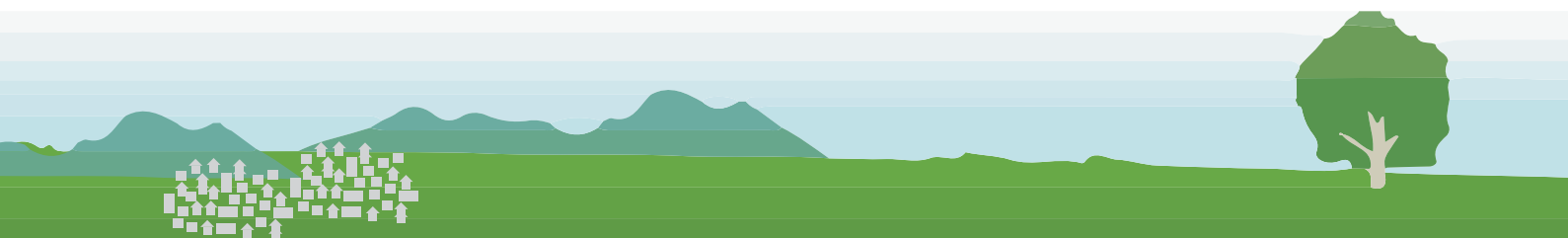
相双広域都市圏方面

■ 田園居住エリア

用途指定外の都市計画区域を位置づけ、環境共生に配慮するとともに、地域の活力の維持に必要な居住環境の形成を図ります。

■ 里山環境保全エリア

都市計画区域外のエリアを位置づけ、自然環境の保全を図るとともに、自然とともにある里山の暮らしを大切にしながら、集落機能の維持・向上を図ります。



都市づくりの基本方針



土地利用の方針

■ まちなかエリア

- 用途地域等の適切な見直し
- 中心市街地の機能強化
- 地域特性に応じた多世代が住みやすい居住環境の形成
- 広域商業地等まちの活力となる土地利用
- 自然と共生する土地利用
- 防災に配慮した土地利用

■ 田園居住エリア

- 都市計画区域等の見直し等の検討
- 集落維持のための小さな拠点の形成
- 地域特性に応じた集落環境の形成
- 農地・山林を基本とした自然と共生する土地利用
- 防災に配慮した土地利用

■ 里山環境保全エリア

- 復興の拠点の形成（山木屋中心地域）
- 集落維持のための小さな拠点の形成（山木屋以外の集落地域）
- 地域特性に応じた集落環境の形成
- 農地・山林を主体とした里山環境の保全
- 豊かな自然環境を活かしたレクリエーションの場の形成



まちなかエリア	用途地域指定エリア	国定349号
田園居住エリア	集落地	
	田園居住地	
	産業地	
	田園	
	沿道利用地	
	山林等	
	都市計画区域	
里山環境保全エリア	復興集落地	
	郊外集落地	
	田園・山林等	
	行政区域	
全体	主要な道路	



交通体系の方針

■ 道路の方針

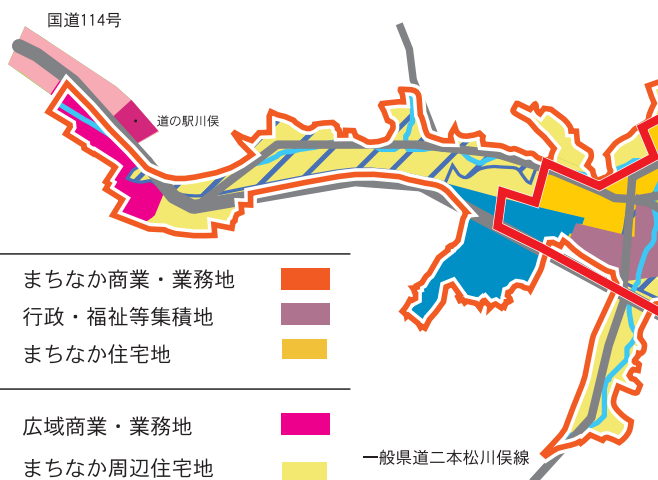
- 広域的な道路ネットワークの強化
- 都市の骨格となる道路の整備促進
- まちなかと集落とを結ぶ道路の整備促進
- 都市計画道路の見直し
- 防災機能の強化

■ 公共交通の方針

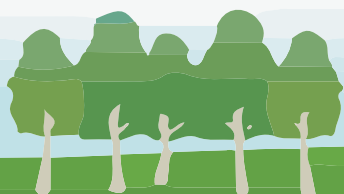
- 生活交通確保・維持対策の検討
- 公共交通の利用促進と利便性向上

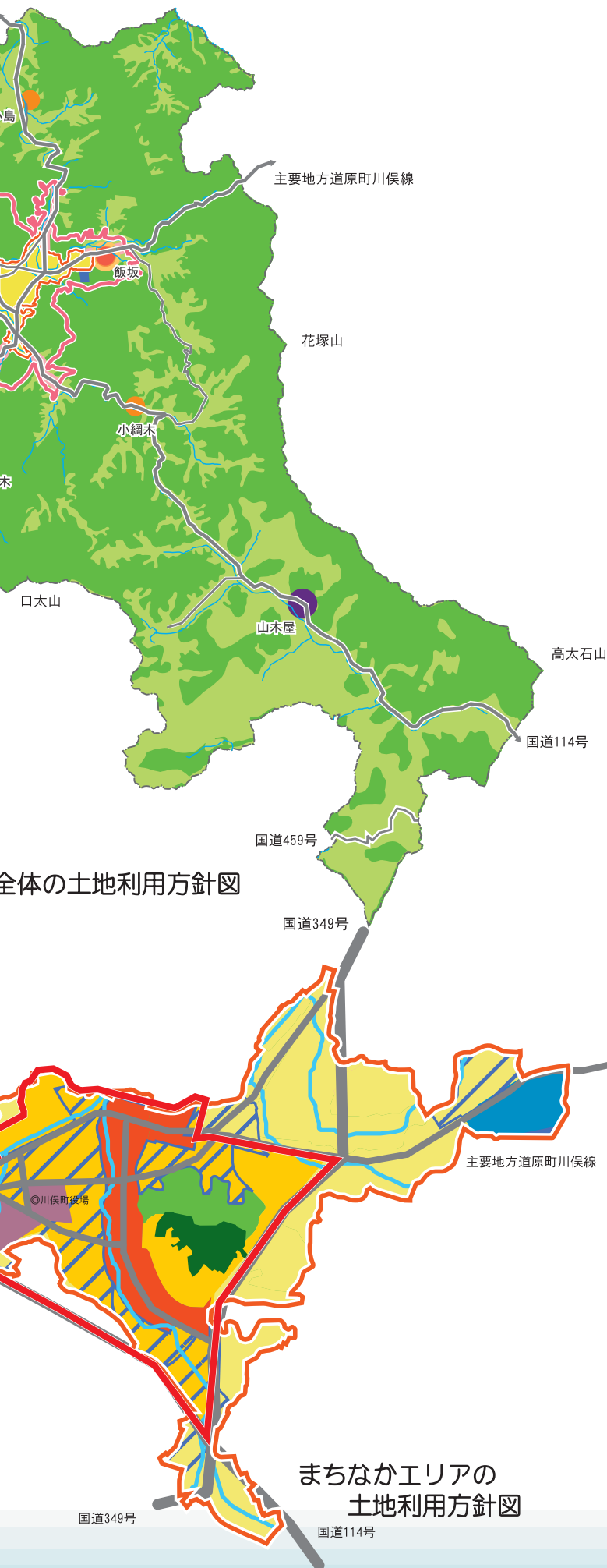
■ 自転車・歩行者ネットワークの方針

- まちなかネットワークの形成
- 楽しく移動できる空間の形成



まちなかエリア（中心部）	まちなか商業・業務地	
	行政・福祉等集積地	
	まちなか住宅地	
まちなかエリア（周辺部）	広域商業・業務地	
	まちなか周辺住宅地	
まちなかエリア（中心部・周辺部共通）	工業団地	
	地場産業共生地	
まちなかエリア外	沿道利用地	
全体	水面	
	公園・緑地	
	山林	





公園・生活サービス施設等の方針

■ 都市公園等の方針

- まちのシンボルとなる中央公園の機能維持・更新
- 歴史や文化と一体となったみどりの保全と身近な公園等の整備・配置
- 自然を取り込む都市緑化の推進
- 水とみどりのネットワークの推進

■ 生活サービス施設の方針

- 計画的な都市機能の誘導
- 少子・高齢社会に対応した都市機能の利便性・連携の強化
- 人々の交流が育まれる都市機能の誘導

■ その他都市施設の方針

- 計画的なその他都市施設の維持・整備



都市防災の方針

- まちなかの防災性の向上
- 防災まちづくりの推進
- 地域防災力の向上
- 防犯まちづくり



環境形成の方針

■ 自然環境の方針

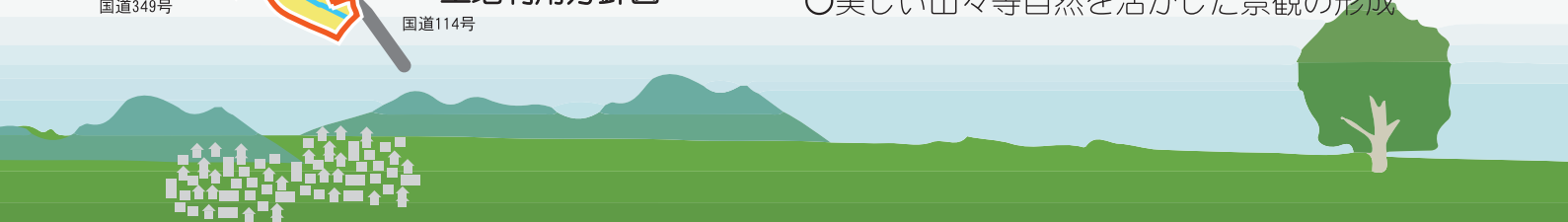
- 豊かな森林環境の保全・回復
- 広瀬川等の水辺環境の保全・活用
- 地域の暮らしと結びついた里山環境の保全・活用
- 自然に親しむレクリエーション環境の形成

■ 都市環境の方針

- 再生可能エネルギーの導入推進
- 環境負荷の低減
- 空き家等の対策と有効活用の推進

■ 景観形成の方針

- 歴史を感じるまちなか景観の形成
- まちの玄関口となる景観の形成
- にぎわい景観の形成
- 美しい山々等自然を活かした景観の形成



地域づくりの方針



川俣地域

■ 地域づくりの方針

復興公営住宅の整備等を契機に、周辺の住環境整備による居住人口の確保を図るとともに、人々が集う役場庁舎や中央公民館等の都市機能の維持・充実と、広瀬川やみどり等の自然、絹の歴史を感じる建物等を利用した居心地のよい空間づくりにより、人が集い・交流する地域づくりを目指します。

■ 地域づくりの重点方針

○多くの人が集い・交流する中心市街地の再生

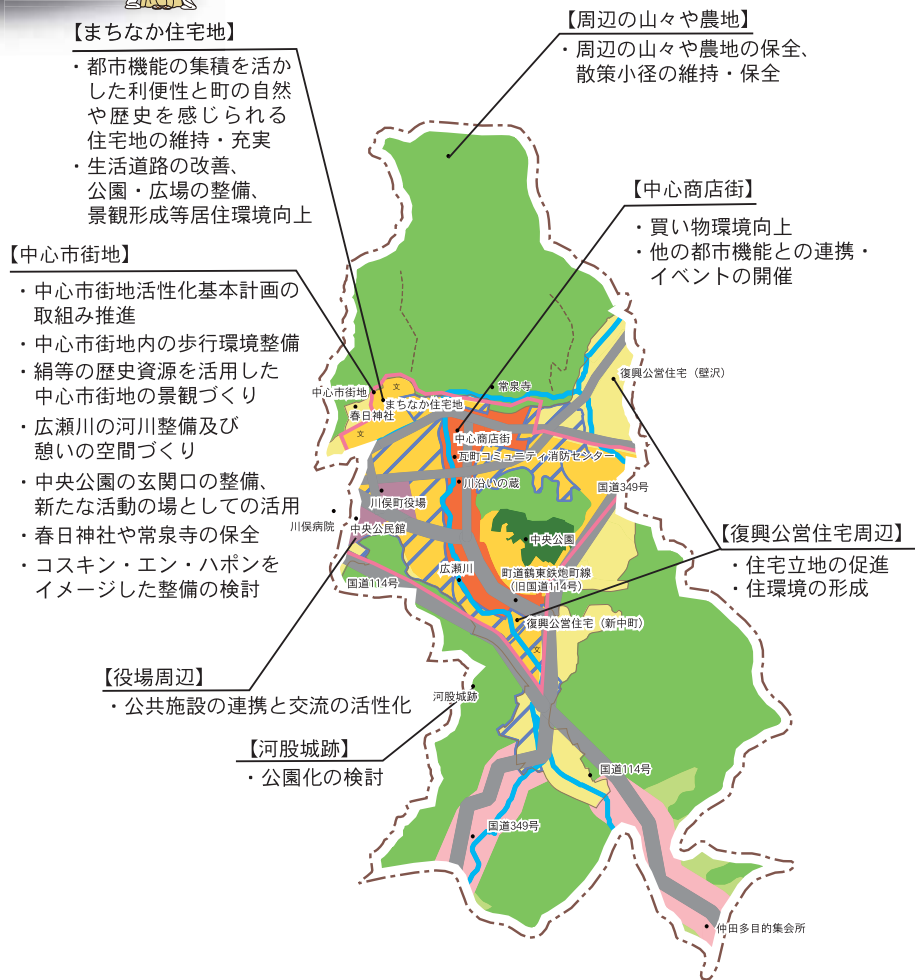
○多くの人が住まうまちなか住宅地の形成

○川俣らしい景観・環境づくり

■ 地域づくりの基盤方針

○安全な地域づくり

○あたたかな交流のある地域コミュニティの維持



小神・鶴沢地域

■ 地域づくりの方針

道の駅及び周辺商業地の整備・充実を進め、交流の活性化と本町の魅力の発信を図ります。また、需要動向を見極めつつ、豊かなみどりに囲まれたゆとりある田園居住地の形成を図り、まちの発展をけん引する地域づくりを目指します。

■ 地域づくりの重点方針

○多くの人が集い・交流する広域交流拠点の形成

○町の活力となる拠点の形成

○自然と調和した利便性の高い田園居住地の形成

■ 地域づくりの基盤方針

○安全な地域づくり

○あたたかな交流のある地域コミュニティの維持





各主体の役割

町民は、一人ひとりがまちづくりの主役として、住みよい地域づくりや住民同志のふれあいを育む等、地域活動への積極的な参加が望まれます。

また、敷地内の緑化や住宅の耐震化等、町民の実践によるまちづくりも期待されます。

町 民

行 政

事業者

事業者は、地域の一員として町に活力を創出するだけでなく、地域貢献の視点を持ち、事業活動を通じて良好な都市空間の創出や保全に努める等、まちづくりに積極的に取り組むことが望まれます。

行政は、各種まちづくり分野の事業の展開や広域的なまちづくりを展開するにあたり、本計画を活用し相互に連携のとれた一体性のあるまちづくりを進めます。

また、必要に応じて都市計画決定・変更や計画的な土地利用誘導、都市施設の整備による、復興まちづくりを適切に誘導します。

町は住みよいまちづくりを推進するため、町民や事業者に対して必要な助言、指導等の支援を行うとともに、まちの活力を育むため、企業誘致や移住者の誘導等についても積極的なPR活動を展開します。



まちづくりの進行管理

本計画の将来像を実現するためには、各施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実行性を高めていきます。



参加の支援

- 情報提供や意見収集、PR活動の実施
- 自治会活動等の支援
- 「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」の再認識とPR、積極的活用

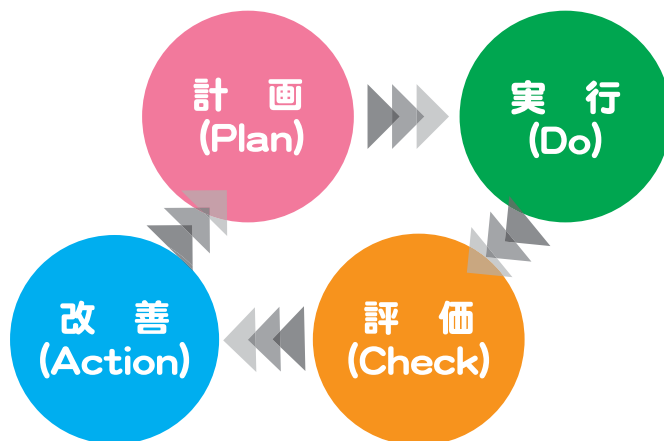
「川俣町みんなでつくるまちづくり条例」（抜粋）

——条文——
（目的）

第1条 この条例は、町民主体によるみんなでつくるまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、町民、事業者及び町の役割を明確にし、もって住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

（基本理念）

第2条 本町のみんなでつくるまちづくりは、町民一人ひとりがその主体となり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、町民、事業者及び町がともに手を携えて進めていくことを基本理念とする。



川俣町都市マスタープラン 概要版（平成29年3月）

編集・発行 川俣町建設水道課

〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話 024-566-2111（代表）

制作協力

朝日航洋株式会社

